

平成15年度第3回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日 時：平成15年11月18日（火） 14時30分から16時20分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：関田 康慶 委員 長谷川信夫 委員 安藤 朝夫 委員
宇田川一夫 委員 大滝 精一 委員 濃沼 信夫 委員
小林 豊弘 委員 宗前 清貞 委員 林 一成 委員
福島美智子 委員 水原 克敏 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから「平成15年度第3回宮城県行政評価委員会政策評価部会」を開催させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、大野企画部次長からごあいさつ申し上げます。

なお、本日、三浦企画部長は、県議会对応のため欠席させていただいております。次長、お願いします。

大 野 ただいま、司会から申し上げましたように、三本木町に整備を予定しておりました
企画部次長 た「保健医療福祉中核施設整備事業」を中止とすることに決定をいたしまして、このことに関しまして、急きょ、議員全員協議会が開催されておりまして、部長欠席させていただいております。代わりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、お忙しい中、委員の皆様方には「行政評価委員会第3回の政策評価部会」に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回の第2回政策評価部会におきまして「平成15年度政策評価・施策評価」に係る答申案を御審議いただきまして、先月の15日には知事に対して答申をいただいたところでございます。

委員の皆様のお労苦に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

県といたしまして、この答申を受けまして、政策・財政会議を開催いたし「県の対応方針」を含めた「評価書」を決定いたしました。

そして、10月27日付けで「評価書」を公表いたしますとともに、県議会に対しても「評価結果の概要」を報告したところでございます。

この評価書の作成・公表をもちまして、一連の評価の手続きが完了いたしましたわけでございますけれども、答申の中で「要検討」などの御意見を頂戴した政策・施策につきましては、今後、早急に検討を行い、可能なものから対応してまいりたいと考えております。

本日の会議では、これまで審議いただいた御経験を踏まえまして、分科会の審議の仕方など、本県の政策評価・施策評価制度に関する改善の御意見を頂戴したいというふうに考えてございます。

頂戴いたします御意見につきましては、しっかりと受け止めまして、本県として、さらに素晴らしい評価制度にまいりたいと考えておりますので、ご忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

司 会 本日は、関田部会長を初め、行政評価部会委員として現在のところ9名の先生方にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、濃沼委員、宇田川委員につきましては、少々おくれております。

また、鈴木委員につきましては、本日は所用のため欠席なされております。

次に、県の出席者をご紹介します。

大野企画部次長でございます。

志伯行政評価室長でございます。

なお、大野企画部次長につきましては、議会の対応のため、恐れ入りますが、中座させていただきますので、ご了承お願いしたいと思います。

ここで、お手元のマイク的使用方法についてご説明申し上げます。

ご発言の際には、まずマイクを立てて、次に右下のマイクスイッチをONにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しください。ご発言が終わりましたら、お手数ですが、マイクスイッチをOFFにしてください。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、行政評価委員会条例の規定によりまして、ここからは関田部会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

関田部会長 きょうは、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

きょうの議論の骨子は、宮城県の政策評価のあり方について、今まで行ってきたものをさらに改善すべき問題がどこにあるかというようなことを中心に、評価の基準の設定であるとか、あるいは満足度調査の方法論並びに活用の仕方等々、幾つか課題がございますけれども、それらの問題についていろいろご意見を聴取し、今後の議論の進め方についての枠組みと具体的な今後の対応のあり方についてご議論、ご意見をいただきたいということでもあります。

それでは、最初に、議事録署名委員をご指名したいと思います。前回の第2回政策評価部会では水原委員と長谷川副委員長のお二人にお願いいたしました。名簿順でお願いしておりますので、今回は、前回ご欠席なされた福島委員と、長谷川副部会長の次の安藤委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

関田部会長 では、よろしくお願いいたします。

会議の公開についてであります。当部会の決定に従いまして、公開としております。傍聴に際しては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないような注意をお願いいたします。

それでは、次第に従って会議を進めてまいります。まず、参考資料1と参考資料2について、事務局からご報告をお願いいたします。

志伯行政 それでは、きょう議事とさせていただきましたのは、分科会の運営に関するアン

評価室長 ケート調査をさせていただきましたけれども、その結果についてのご報告をさせていただくということと、それから、政策評価・施策評価に係る評価の結果についてご報告させていただくという二つの報告事項、それに、きょうのメインでございませぬ審議事項といたしまして、審議資料というふうな形でお手元にお配りしておりますが、「政策評価・施策評価制度について」という名目にしておきましたけれども、政策評価・施策評価の実施方法に係る意見とかその対応についてきょうはご審議いただきたいと思います。

それでは、最初に、分科会の運営に係るアンケート調査の結果について、担当の方から説明をさせていただきます。

事務局 行政評価室の小林と申します。

私の方から、参考資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

こちらは、今年度分科会終了後、9月に、来年度の分科会運営の参考とするために、委員の先生方及び分科会に出席しました部局職員に対して、分科会の審議方法に関する考え方について調査したものを取りまとめたものでございます。ご協力をいただきました委員の先生方につきましては、お忙しいところ、大変ありがとうございました。

まず、資料の構成等についてご説明を申し上げます。

参考資料1につきましては、表紙でございませぬとおり三つのパートに分かれてございます。後ろの二つのパートは調査の結果についてでして、分科会の委員の先生方からいただいた回答を取りまとめたものと、部局の職員の回答を取りまとめたものになっております。

最初のパート、「調査の結果に係る検討について」が、後ろの二つのパートの取りまとめの結果から来年度の運営方法等に係る事務局見解について整理したものととなっております。

まずは、部局担当職員の調査結果から説明し、その後、委員分、そして、最後に、1ページからの「調査結果に係る検討について」をご説明したいと思います。

それでは、まず12ページをお開き願います。

こちらは、担当部局職員分の結果について取りまとめております。

分科会に出席しました50の課室に対しまして照会し、52の職員から回答を得ております。

部局別、分科会別の回答属性については、12ページの円グラフにお示しのとおりとなっております。

問1から問5につきましては、後ほど委員の先生方の回答とあわせまして、「調査の結果に係る検討について」においてご説明を申し上げますので、ここでの説明は省略させていただきます。

15ページをお開き願います。

問6でございませぬが、「委員からの指摘・意見等について」では、「委員の先生方からのご意見が今後の事業の実施の際等に参考になったかどうか」ということで聞いております。約6割の職員が「参考になる」と回答している一方で、「あまり参考とならない」と回答している職員も3割近くいたという結果になっております。

問7は、参考になる理由について聞いたものでございませぬが、「参考になる」と

回答した職員の7割が、「専門的見地からの指摘・助言が参考になった」ということで回答をしております。

16ページでございます。

問8は、参考にならない理由について聞いたものでございますが、「参考にならない」あるいは「全く参考にならない」と回答した職員の37%が、「抽象的な指摘等が多く具体的な改善に結びつく指摘が少なかったため」と回答しております。

問9は、分科会の運営に係る問5での回答以外の提案でございますが、回答概要についてご説明申し上げますと、まず、審議内容等につきましては、「政策・施策レベルの評価について中心にご意見をいただきたい」というもの、それから、『施策提案』を副次的なものとして、『評価の評価』を行っていただきたい等の意見が出されております。

続きまして、審議の進め方についてでございますが、一番「評価指標についても、成果が出るまで時間がかかるものと即効性のあるものがあることから、毎年委員会に出す必要があるものと、数年ごとに経過を報告するものとに分けて実施していく必要があると思われる」といったような意見が出されております。

それから、(エ)その他でございますが、「設定された時間を厳守されたい」といった意見、それから、「事務局側で意見に対して十分な時間をとって、資料について事前に説明すべき」等々の意見が出されております。

それから、問10につきましては、「その他の意見」でございますが、こちらも回答概要についてご説明させていただきますと、まず、政策評価・施策評価の実効性等についての意見としましては、一番として、「政策評価・施策評価は何の成果も上げていない。やめるべきだ。」、それから、「評価に費やした労力・時間が報われているとは言いがたい」といった意見、それから、でございますが、「今後とも制度の一層の定着、発展が必要である」といった意見も出てございます。

それから、(イ)政策評価・施策評価の対象等につきましては、一番「成果指標の出せない施策は評価の対象外とすべき」、あるいは2番「定型的な事務については評価の対象から外すべきだ」等の意見も出ております。

それから、政策評価・施策評価全体のあり方についてでございますが、政策評価・施策評価は数値化した根拠によって行うのが基本であるが、施策全体を表現する指標が成立しない以上、現状の資料作成方式には意味がない」等々の意見が出されております。

以下の説明は省略をさせていただきます。

次に、委員の先生方の回答結果についてご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきます。

まず、12名の委員の先生のうち8名の方からご回答をいただいております。

部局職員分の回答結果と同様、問1から問5につきましては、後ほど部局職員分の回答とあわせまして、「調査結果に係る検討について」においてご説明を申し上げますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

9ページをお開きいただきます。

問6につきましては、県からの説明・応答が適切であるかどうかについて聞いてございます。委員の8名中4名が「おおむね適切」、4名が「余り適切でない」とご回答いただいております。

続きまして、問7において適切でない理由を聞いておりますが、「資料不足」が2名、「説明の仕方が悪い」というのが2名ということになっております。その他の回答の でございますが、「評価する政策・施策について重要度に応じた議論ができるように、資料の提供、時間の配分、説明の仕方に工夫が必要」等々のご意見をいただいております。

それから、問8は、問5以外の改善に関する提案、問9は、部会において議論すべき課題等、それから、11ページになりますけれども、問10についてはその他の意見でございますけれども、こちらの説明も、「調査の結果に係る検討について」において整理してまとめてご説明を申し上げます。

続きまして、「調査結果に係る検討について」ということで、1ページ目をお開き願います。

まず、1ページの1番「分科会の審議時間、回数等について」でございますが、最初に分析を書いておりまして、その後に事務局見解を書いてございます。

分析でございます。

(ア)分科会1施策当たりの審議時間については、部局職員の69%、委員の8名中5名が「適当である」と回答している。

(イ)分科会の1回当たりの時間については、部局職員の77%、委員の8名中5名が「適当である」と回答している。

(ウ)分科会の回数については、部局主管課職員10名中7名、委員の8名中4名が「適当である」と回答しているが、委員からは「総括」を行う会の設定を望む意見もある。

(エ)なお、「審議時間、回数の超過は避けるべき」との意見が一部部局職員から出されるとともに、委員1名からもございました。

事務局見解は省略をさせていただきまして、2の「審議の進め方」の分析でございます。

(ア)審議の進め方については、部局職員の65%、委員の8名中5名が「適当である」と回答している。

(イ)審議の進め方の改善方法については、「回答例、つまり前年度の指摘に対する対応状況報告、評価から抽出させる課題、次年度の方向性を中心に説明が適当である」との回答が、部局職員7名、委員2名から出されており、また、「あらかじめポイントを絞って説明・審議すべき」との意見が、部局職員11名から出されております。

こちらに係る事務局見解でございますが、こちらの見解を踏まえまして、後ほど審議の中でご提案をさせていただいておりますので、ここでの説明を省略させていただきます。

それから、県担当部局からの説明、2ページの3番でございますが、分析でございます。

県担当部局からの説明については、4名の委員が「おおむね適切である」と回答しており、また、4名の委員が「あまり適切でない」と回答しているということがございまして、「担当部局からの説明については、委員の半分が『余り適切でない』と感じていることから、改善方法を検討したい」という事務局見解にさせていただいております。

4番でございます。「委員からのその他の意見について」ということでございますが、こちらの(ア)の「満足度調査等について」につきましては、後ほど、こちら審議の中でご説明というか、満足度調査に関するご提案もございますので、ここの説明は、申しわけございませんが、省略をさせていただきます。

4ページに入らせていただきます。

(イ)の「評価制度の枠組み等」ということでご意見をいただいております。

こちらは、政策評価・施策評価制度の枠組みに係るご意見、ご提言につきましては、事務局見解といたしまして、申しわけございませんけれども、なかなか対応がすぐにはできかねるということで、お時間と、今後の先生方からのご指導をいただきたいという事務局見解というふうになってございます。

A)についてご説明申し上げます。

「評価の枠組みの問題。特に、政策・施策の独立性(類似性)の議論が必要。また、下位の施策の目的は上位の政策の手段になり得るという意味で、政策と施策の階層構造を明確にする必要がある。例えば、一時期の法律のように、すべての政策は終局的には『県民の福祉の向上』を目的とするとすれば、そのような政策を立てれば、すべての施策を包含することになる。また、評価の高い政策と同じ手段を持つ政策を追加すれば、満足度の高い政策の率を恣意的に向上されることができるので、評価自体の信頼性にも影響する」ということでご意見をいただいております。

それに対する事務局見解といたしましては、

政策評価・施策評価の枠組みは、政策-施策-事業の階層構造からなる総合計画の実施計画の施策体系に基づいている。

評価シートは、まさにその階層構造の「目的と手段の関係」について「妥当性」、「有効性」、「効率性」等について評価することを意図して設計されている。

ご指摘のとおり、「実施計画の策定の仕方」自体に問題がある場合は、「評価自体の信頼性」も当然のことながら損なわれることになる。

県の予算・組織等は、実施計画を基本として編成されていることから、実施計画のあり方自体を見直すことは、マネジメントシステム全体にも影響することから、今後、委員のご指導をいただきながら、ある程度長期的な視点で検討したい。

という回答にさせていただきます。

続きまして、B)でございますが、B)、それから、C)につきましても、後の審議の中に同様のご意見が含まれてございますので、そちらの方でご審議をいただければということで説明を省かせていただきます。

それから、5ページでございますが、D)でございます。「県政オンブズマン(県設置のもの)から、職務対応レベルで改善できない可能性があるマクロな課題を取り上げてほしい」ということでご意見をいただいております。

それに対しまして、事務局見解といたしまして、「政策評価・施策評価の枠組みは、総合計画の実施計画に基づき実施されている。県政オンブズマンの対応が困難となっているマクロな課題等を評価対象とする場合は、評価の枠組み自体の変更を伴うものであるため、ある程度長期的に検討が必要であると思われる」という回答にさせていただきます。

最後、(ウ)と(エ)でございますが、こちらは、県の施策・事業の展開方法等

についてのご意見、それから、(工)の委員の構成等に関するご意見でございますが、そちらにお示しのとおりご回答をつくらせていただいております。ここでの説明を省略させていただきますが、何かございましたら、議論をいただければと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。

関田部会長 それでは、資料2の方も続けた方がよろしいですか。
 一たんここで質問を受けるか、続けて説明していただいた方がわかりやすければ、一緒に説明していただいて、議論してもよろしいですけど。

志伯行政 では、資料を一たん説明させていただいて、何かご意見があればいただくという
評価室長 ふうにさせていただきますして、それでは、参考資料2、参考資料3、参考資料4、
 それに、もう一つ緑の資料がございますが、資料の分だけ説明をさせていただきます。

まず、参考資料2でございますが、ウグイス色の「政策評価・施策評価に係る評価の結果」でございます。これは、先ほど次長からもあいさつの中でお話ししましたけれども、10月15日に答申をいただきまして、22日から23日にかけて政策・財政会議を経て、県の対応方針を決定いたしまして、この評価書ができ上がりました。この冊子は、条例の10条、12条で「評価結果ができたら公表すること」、それから、「議会にも報告すること」とありますので、その報告資料もしくは議会に対する報告資料というものとして作らせていただきました。

その内容について説明をさせていただきます。

開いていただきまして、1ページから10ページまで、この評価書の要旨という形で、1番の趣旨、2番の評価の方法、この評価の方法などにつきましては、政策評価・施策評価の目的とか評価の対象、例えば、1ページの一番下でございますが、政策評価の対象については、政策評価指標が設定され、かつ、その施策を構成する事業について、平成14年度の事業実績がある政策。平成15年度については、27政策、89施策について評価したということ、次のページでございますが、施策評価については、89施策、292の事業が評価対象になりまして、評価部会でもって外部評価をさせていただいたのが、6ページで、政策評価・施策評価の対象政策と施策の数でございますが、全政策36政策、211施策と324の事業がございましたが、これに対して指標が設定されている27政策、162の施策、304の事業が対象となり、そのうち実際、外部評価、いわゆる行政評価委員会の審議をしていただいたのが、14政策と47の施策、140事業について見ていただきました。

その結果については、7ページ中段、4番の「意見(答申)など」とありますが、これ以降、「審議状況」ということで、8ページに、この「審議の方法」が、ごらんのような「妥当」「おおむね妥当」「要検討」「要修正」と、いわゆる4段階の判定でやっていただきました。

その結果、2番でございますが、「評価委員会の意見(答申)」が、ごらんのように、いわゆる「妥当」が1、「おおむね妥当」が5、「要検討」8、「要修正」なし。これは政策評価。次のページ、施策評価が、ごらんのような数でもって意見

をいただいたということでございます。

9ページ後段の方ですが、評価委員会の意見に対する県の対応方針などについて10ページまで説明しておりますけれども、いわゆる「要修正」という意見がなかったために、評価結果については県の評価原案のとおりという形になりましたので、「適切」「おおむね適切」「課題あり」というのが、そのままの数になったということでございます。

続きまして、11ページから14ページまでは、その一覧表にしたものでございます。

次のページから、実際は20ページからでございますが、政策番号1番から、左のページにつきましては「評価原案」、それから、右のページの左側から、「部会の意見」、「県の対応方針」、「評価結果」というまとめをさせていただいたということでございます。これが119ページまで続きまして、120ページ以降については、参考資料という形で、政策、施策、事業の概要、178ページ以降については、参考資料として資料4「県政の成果」というものを配付させていただいておりますが、この「県政の成果」というのは、地方自治法の233条で、決算説明するときに議会に報告しなければならないというのがございますが、その議会に提出した「県政の成果」とこの評価書のリンクの部分について説明しているものでございます。

それから、193ページ以降については、参考までにシートについて、その後については、条例規則を入れて、一つの評価結果というふうな冊子にまとめてございます。

以上が、参考資料2と4でございます。

それから、お手元に、参考資料3ということで、コピーしたものがございます。これは、緑の本の抜粋でございます。これは、去る9月20日、21日の両日にわたりまして、日本計画行政学会で、宮城県における政策評価、それから、満足度調査等について発表もしくは研究の結果についてのレポートを抜粋して、参考までにお配りをさせていただいております。

以上、資料についてご説明をさせていただきました。

関田部会長 ありがとうございました。

参考資料1のアンケート調査の結果から資料4まで、そして、ことし仙台市で開催されました計画行政学会の中でも、県の政策評価に関する報告等に関する議論を始め、たくさんの考え方が入っております。これらの資料を参考にいただきながら、少し質疑を行いたいと思います。

参考資料1の分科会の運営に関するアンケート調査について、これ、いろいろ参考になると思うけれど、さらに参考になる意味を深めるために少しご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(問)

後でもこれに関連する審議が行われますけれども、このような意見に対して何かご意見ございましたら、あるいは質問等ございましたらお願いいたします。

(問)

それでは、参考資料すべてについて、何かご質問、ご意見ございましたらお願い

いたします。

(間)

ちょっと量が膨大なので、突然見てもなかなか難しい面もあると思うんですけど、審議の中で少し議論しながら時々眺めていただいて、そのときにでも、それでは、ご質問いただきたいと思います。

それでは、議事の3の「政策評価・施策評価制度について」の議論に行きたいと思います。

お手元の審議資料、「政策評価・施策評価の実施方法に係る意見及び対応方針(案)」、これについてごらんいただきたいと思います。

事務局から資料のご説明をしていただいて、本日の部会で特に審議が必要と思われる案件を選んで、これについて審議をしてまいりたいと思います。

なお、先ほどの資料等について、この議論の中で十分時間がとれず、後でお気づきの点がございましたら、部会終了後でも、後でも結構でございますので、事務局の方にご連絡をお願いいたします。

それでは、審議資料についてのご説明をお願いいたします。

志伯行政
評価室長

それでは、審議資料について簡単にご説明をさせていただきます。

きょうの審議していただくメインの資料ということで用意させていただきました。項目としては、6項目ございます。第1の項目については、政策評価指標についてでございます。太文字で書いてあるのが、平成15年度にいただいたものでございます。太文字でない部分につきましては、これは平成14年度にいただいたものですが、宿題になっているものでございます。

順を追って説明をさせていただきます。

まず、政策評価指標についてでございますが、平成15年には、事業の進捗度合いに連動すると認めがたい指標が依然散見されるので、成果が十分に反映できる新たな指標の設定について検討を望むというふうなことでございます。これにつきましては、括弧書きで書いておりましたが、答申の総論の所感でもって触れられたものでございます。

それから、平成14年度の見解といたしましては、複数の指標を設定することも考えられるとか、指標のレベルがまちまちだというふうな意見も出されておりました。これらについては、県の対応方針案ということで、右側に太枠でくくっておりますが、全体的には、部局職員、委員先生方のご意見を伺いながら検討する課題とさせていただきますということにしております。

次に、満足度調査について、調査方法とか分析方法についてご意見をいただいております。

まず、平成15年度にいただいた件といたしましては、毎年度いわゆる新しく調査対象を抽出するほかに、年次ごとに調査結果の微妙な推移がわかるように、例えば、パネラーというふうなことで調査の対象としてはどうかということでございます。これにつきましては、このパネラーという考え方もあるのですが、その調査対象の方の生活環境が変わっていくのではないかと、追跡調査の件とか、それから、次のページでございますが、いわゆるこの満足度調査というのは県民に対する参加ということもあるので、多い方がいいのではないかと、この案でございます。

それから、 、 につきましては、市町村職員に対する調査に関する意見でございます。

でございますが、満足度調査のこれらについては、この部会とは別に論議する部門を設けてはどうかというふうなご意見をいただいております。

そのほか、次のページに、平成14年度にいただいておりますが、まだ解決していないといいますが、宿題になっているものもございまして、右側に、対応方針の中に、「委員による小グループをつくって議論することを検討する」というふうなことで案を出させていただいたのですが、例えば、委員の先生方から3人とか4人、出ていただいて、それで、この満足度調査について議論する場を設けさせていただきたいけれども、どうかということで、きょうこのことについても議論をしていただきたいと思っております。

それから、4ページでございます。

政策評価・施策評価の基本票、いわゆるシートについてのご意見がございまして。これらについては、県といたしましては、できるだけ簡素化の方向で今後も検討させていただきたいと考えております。

次に、5ページでございますが、「評価の方法」ということで、今年度は、ストック形成型事業、例えば、空港アクセス鉄道とか臨空の関係、これらについて、効率性評価、いわゆるシートCの事業分析カードの件と思っておりますが、効率性評価に当たっては、単年度事業費をもとに評価することは適切でないというふうなご意見をいただいております。これについては、ちょっと改めて検討していくというふうにして、模索させていただきたいというふうな考えております。

それから、審議の回数についてでございます。これについては、先ほどアンケート調査の中でご説明させていただきましたけれども、「適当である」ということが、部会の先生方、それから、県の職員の方からも出ておりましたので、なおかつ予算の問題もございまして、これまでどおり3回ということで事務局としては考えてございます。

それから、6ページでございます。

きょう、できればここをメインにやっていただきたいと思うんですが、「審議の方法」でございます。一つは、分科会の判定基準、「妥当」「おおむね妥当」「要検討」「要修正」と、いわゆる4段階でもって判定をしていただいておりますけれども、分科会単位の判定レベルの差が生じないような工夫が必要だということ。それで、今後客観的かつ具体的な基準づくりを検討するというふうになっておりますので、ぜひご議論いただきたいと思っております。

それから、2番につきましては、評価対象の明確化。本年度の評価の枠組みでは、政策自体の妥当性と政策を実現するための施策の妥当性、これと並べて、政策・施策の指標の妥当性に対する評価が混在している結果になっているので、これらは区別して論じられるべきではないかというご意見でございます。

3番につきましては、分科会の進め方でございますが、それぞれ、分科会の進め方につきましては、分科会ごとにそれぞれ事情があると思っておりますので、分科会ごとに進め方を決めていただくのがよろしいのではないかと考えております。

次の7ページ以降でございますが、これは、これまで、平成14年度までにご意

見をいただき、そして、事務局としてはこういう形で対応させていただきましたというものを参考までに記載したものでございます。

きょう、これらを資料として、ご議論いただければと思います。

以上でございます。

関田部会長 ありがとうございました。

審議資料の中には、部会の委員の方々から出された意見あるいは県の関係部局の方々から出された意見がございまして、分類すると五つくらいということになるんでしょうか、これらの問題については、かなり時間をとって深く議論をした方がいい問題と、比較的部会の中で枠組みあるいは方向性を出しやすいものがあると思います。きょうはその辺のことも勘案しつつ、ご意見を伺いたいと思います。

まず、時間が限られておりますので、6ページの項目の中で、分科会の判定基準と評価対象の明確化、これは、答申でも「検討が必要」と明示しておりますので、本日、この案件についてある程度重点的にご審議をいただきたいと思います。

最初の、順番として、政策評価指標について、問題点の検討課題がございまして、これから始めたいと思います。

答申でも述べられている案件ですけれども、事業の進捗と政策評価の指標が必ずしも連動していないのではないかと、こういう事例も存在するという指摘がございまして、事業の成果が反映できるものを新たに検討すべきであると、こういう意見がございまして、これについて、対応方針案が書かれておりますけれども、そもそもこの指標は、アウトカム指標を原則として設計・採用しているものですので、事業の成果が見えにくいということでございます。これらの指標については、今後委員による議論を参考にしながら、県として適切な指標の設定について検討することになっているわけですけれども、これにつきましては、後から出てまいります満足度調査のところでも、できれば、この部会の委員のご参加を得て、この問題も結構時間がかかると思いますので、ワーキンググループをつくって対応したらどうかと、そういうふうに思うんですが、とりあえずこの考え方でどうかということと、この中身について枠組み的な話を少し、議論をお願いしたいと思います。

ただ、この前も少しこの議論をさせていただいたんですけれども、結構時間をとりそうなので、やはりきちっとしたグループをつくって、その案をたたき台に部会で議論した方がよろしいのではないかなと思うんですけれど、この件について、数分間時間をとってご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(問)

まず、この問題は結構大変な時間を費やしそうでございますし、分科会でも、個別の問題については分科会で対応しなければいけないわけで、全体的な枠組みをつくるということでございますけれども、これも、県の構想の問題等々ございまして、結構複雑な問題があります。したがって、小グループ、ワーキンググループをつくって深く議論するということについてまずご意見を承りたいと思いますけれども、この前も「そういう方向でどうでしょうか」ということである程度内諾を得ているのでよろしいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

関田部会長　それでは、きょうはそういう方向で、これから参加いただける委員の方も、どういう方法でやるかということも含めて少し検討させていただきたいと思いますが、この問題についてご意見ございましたら、少し議論をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。小グループで出てきた案件について議論した方がいいでしょうか。

どうぞ、はい。

林委員　済みません。ちょっと質問なんですけれども、今各部会でこの何年間か指標の選定についていろいろ議論があったんですね。今事務局の方として、5部会あって、全体の指標が幾つあって、そのうち「これはちょっと問題だ」という指摘されたのは何分の1ぐらいあるのか、全体ですね。で、社会資本でいくと、幾つか、今回四つぐらいですかね、政策見たんですけれども、その中でも半分ぐらいは「適切じゃないな」という感想があるんですけれども、それらのオーダーがどうなのかということと、全体として議論していくというのは、今までこういう形で指標を使ってきましたから、その連続性から見て、かなり変えるタイミングというのが、この部会で検討して、では、来年度から変えられるのかどうか、その辺の見通しは、事務局としてどうなのか、ちょっと意見を聞いておきたいと。

関田部会長　事務局の方、ご回答をお願いします。

志伯行政評価室長　指標に関して、「要検討」もしくは「おおむね妥当」と言いながら、指標について「訂正をすべきである」というふうなご意見をいただいたのは、たしか27だが、済みません、ちょっと、数えたんですが、27か29ぐらいございました。指標全体では80、90ぐらいございますので、いわゆる見ていただいた評価結果の中で、その指標についてかなりの数が、いわゆる指標について「適当ではないのではないか」というふうなご意見をいただいております。

関田部会長　数の問題もあるんですけれども、その指標自体がこの政策・施策評価に適切であるかどうかという議論が一つあって、その適切な指標が準備されていない段階で評価して、それを評価しているということのどういう意味があるかという議論が一つあったと思うんですね。それと、指標が、短期的に評価する指標と長期的に評価しなくてはいけない指標、あるいは効率性だけでなく、別の局面からの指標もあっていいのではないかと。つまり、政策・施策に関する評価については、一つの指標だけで代用することは大変難しいことであって、もう少し多面的な検討をやったらどうかというご意見もございました。

そういうこともあって、この場でそういうことを議論するというのは大変時間がかかりそうなので、それで、小グループをつくって、たたき台のようなものを出していただければどうかということでもありますけれども、そのときに、小グループでの検討をするときに、どういう枠組みとか視点で意見を出したらいいかというような、そういう視点から少しご意見をいただければよろしいのかなと思うんですけれど。

宗前委員 この意見については、アウトカム指標をつくるということ自体は正しいし、そうしなくてはいけないんですけれども、現実問題として、一つの事業が社会に対してきれいなインパクトを1対1の関係で与えて、したがって、アウトカム指標が上がっていくというふうになかなかならないというところにももとの問題があって、そうすると、各事業課なり事業を担当している係なりが余りにも大き過ぎる指標を掲げて、しかもその指標は全然動かないということになった結果、個別にやっているその事業の評価と、それから、アウトカムの間に結局は何の関係も持ち得ないということで、恐らくはこんなことをやっていて何の意味があるかというような意見も出てきているんだろうとは思っていますよ。

対応方針案の中に出ている「事業成果を反映する指標の設定について」というのは、例えば、教育分科会の中で再三指摘が、例えば、水原先生なんかから指摘が出ていた件で、県が努力したことがそのまま数字としてあらわれるようにという趣旨だとすればいいんですが、「アウトカムはもうだめだからやめちゃおう」と、「事業の進捗状況だけを見ていこう」となると、政策評価の性格がものすごく変わるんですよね。だから、細かい検討はもちろんワーキングの方でやっていくことになると思いますけれども、それはあえて承知の上で、今はとりあえず、その事業の指標というふうに変えていこうとするんだったらいいと思いますが、「アウトカムはもうだめだからやめてしまおう」というふうに旗をおろすと、なかなかシステム全体の性格が変わるということだけは指摘しておきたいと思います。

関田部会長 ありがとうございます。

アウトカム指標につなげるような仕組みの体系を持った対応でないとうまく機能しないのではないかとというようなご趣旨だと思いますけれども、ほかにどなたかご意見があれば、どうぞ。

大滝委員 この政策の指標を設定するという自体はなかなか難しい問題だと思いますし、それから、政策指標で何ををはかるかという問題も、いろんな議論があっていると思うんで、それをグループでやっていくということは私もいいと思っているんですけれども、傾向的に見ると、どうしてもだんだん指標を精緻化していこうとか、一つのををはかるのにたくさんのもをつくっていこうという話が出てきて、ちょっと私が懸念していることの一つは、複雑過ぎるシステムができてしまうとか、それから、これはアンケート調査の中にもあったんですけども、これが本当に評価のための評価になっているのではないかと懸念とか、それから、何よりも金銭的な面でも、それから、時間的な面でも、労力の面でも非常に膨大なコストをかけているにもかかわらず、そのコストに見合ったベネフィットが本当に出ているんだろうかということについての素朴な疑問といったようなものですね。そういうことを私はやっぱり大切にすべきであって、本当にやっぱりそのコストとベネフィットの関係から見ていいものにしていくというようなことが大事ではないかなというふうに思うんですね。論理的にきちんとできているとか、それから、きちんといろんなことが詰められて、よく考えられている指標の体系がつけられているということは、一つのこういうものに対する評価だと思うんですけれども、それだけではなくて、もう少し使いやすいとか、簡便で理解しやすいとか、それから、コスト

に見合ったベネフィットかそれ以上のものが得られるとか、そういう要素というの
もやっぱり私は非常に大事だというふうに思うので、ぜひ検討していくときにそう
いうことも考えていただきたいと思います。

関田部会長 ありがとうございました。

複雑化ばかりして、コストをかけてしまって、かえってコストをかけるという政
策評価から見ると悪い結果を招くというようなことはやめた方がいいということだ
と思いますけれど、その辺の十分な配慮をしながらやらなければいけないというこ
とではないかと思います。

どうもありがとうございました。

ほかにどなたかご意見。はい、どうぞ。

水原委員 ここ二、三年やってきていて、だんだんと指標がよくなってきたなというふう
に私思っているんですね。最初、予算をとってきた予算の指標がそのまま上がって、
とった分だけ上がるようなグラフだったんですけども、その結果、何をしたいの
かというところ、そこのところにつながるような指標が出始めてきた。そういう意
味ではようやく入り口に入ったのかなと思って私は評価しているんですけども、
ただ、ずっと見ていて、やはり大事なことは、この施策でもってどういうふうにし
たいんだという、そこのところが本当にあるのかなと思います。あるならば、そこ
に持っていくための有効な施策として今回予算をとるわけですから、評価を測る場
合はここで測りたいというところがはっきりしてくるわけです。どうもそれがあり
ませんと、ただ予算をとって、その員数がふえましたというそのグラフだけでだん
だん上がっていきますというふうになって、どうしたいのかが見えてこない。その
ためにはここを見てくれというふうなものがあるといいと思うんですが、どうもそ
こら辺が乏しかった。ここのところに来て少しずつそこら辺が、こういう評価が入
ったおかげでつながってきたかなというふうに思っています。これは、やはり一つ
一つの施策について、本当は何を目指すべきことなのかを明らかにすべきであって、
そのためにどこを測ればいいのかということ、やはり一つ一つについて当事者と
委員の方とで細かい話をしながらつくっていくといけない。おそらく測られる
側も評価の意味をよく理解していないところもあるし、あるいは、施策自体が、本
当は何をしたいのが不明確な部分もあったりするというようなことでいろいろなん
ですけども、そこら辺は、やはり話し合いをしていく中で一つ一つつくっていく
しかないかなというふうに思っていますね。大体変わりつつあるなというふうに私
は喜んでいますが。

関田部会長 ありがとうございました。

指標の問題については、分科会で具体的な議論をした方がいいというようなご意
見は前もあったと思うんですけど、小グループで検討する場合でも、そういった
発想を尊重しつつ、事例として特定の分科会の事例なんかを踏まえて議論をしてい
ただいたらどうかと思うんですが、いずれにしても、ちょっとこの問題、時間が
かかりますので、小グループの検討課題としてたたき台をつくっていただくように
お願いしたいと思います。

それでは、2番目の項目の、県民満足度調査でございます。

6月の第1回の部会のときに、この中の四つの項目に関してご意見をいただいております。

また、この概要については、参考資料3とか学会資料等にその方法、理念、分析活用の仕方などがまとめられておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

この問題についても非常に奥の深い議論が必要で、このような方法論自体がまだ完成しておりませんので、手探りでやっているというところでもあります。そのために学会等で考慮をし、いろんな専門家の意見を反映したり、あるいは委員の皆様からさまざまな視点からご意見を承りながら推進しているわけですけれども、やはり時間のかかることだと思います。そのために、これも小グループでの検討課題として議論した方がよろしいと思っておりますが、その際に、どういう視点、あるいはどういう枠組みで議論したらいいかと、そういう点についてご意見を承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(間)

ちょっと資料も大変でございますので、もし、お気づきの点がございましたら、後で事務局の方にご連絡いただいて、小グループでの検討課題の中に含ませていただきたいと思っております。

それでは、4ページの政策評価・施策評価基本票の意見についてでございます。

これは、基本票の事業分析カードの中で記載されている効率性指標というのがあって、年度ごとに業績指標、これは、事業の直接的な結果とか整備量、サービス供給量を示しているんですが、それを事業費で除するという、そういう部分です。このストック形成についての事業の効率性指標について意見が出されていまして、政策評価指標の設定の仕方と関連してくる問題です。これについても、指標の問題として議論をする時間をとる必要があると思っておりますので、これも検討課題として小グループで検討していただければどうかと思うんですが、これについての基本的な考え方とか枠組みについてご意見があれば承りたいと思っております。

要するに、ストック型の評価というのは、ちょっとでき上がらないと効果が出ないとか、そういうブレークダウンとか政策・施策が多いので、単年度的な評価というのはちょっと工夫が必要であると、そういうことだと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

関田部会長 では、きょうは集中的な議論をするものがありますので、そちらの方の時間をとりたいと思っておりますので、そういう対応として考えさせていただきます。

次に、5の「審議回数」についてでございます。

これは、分科会のアンケート結果では、3回、現在やっている3回というのが適当ではないかという意見が多かったわけですが、委員の皆様の日程の確保あるいは県の対応の関係もありますので、この辺が妥当だと思っているんですけれども、そういうところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

関田部会長 それでは、一応それをめどにしてということで。

ただ、分科会によってはいろんな事情がございますので、そういったことをある程度弾力的に運用していただきたいということでございます。

それでは、6ページの「審議方法」についてです。

これがきょうの中心的な議論としてお時間をいただきたいところでございますが、最初に申し上げましたとおり、分科会ごとに適切であるかどうかという判定基準を設定します。濃沼委員からのご質問のところはここでございますけれども、これについて、部会によってかなり基準が違っていたり、あるいは評価対象というのが明確でないといけないのではないかというようなご議論がございました。これについて、分科会によって違うというのは好ましくはありませんので、その辺をどのような基準で対応するかということについてご意見を承りたいと思います。

まず、判定基準がどういうことが適正であるか。これは、一応は目星というか、一応書いてはあるんですね。書いてはあるんですけども、それで適当かどうかということでございますね。

ちょっと少し補足説明をいただきましょうか。

志伯行政 この冊子の8ページに、 の「審査方法」の中に、判定基準がかなり具体的に
評価室長 記載しております。これは、平成14年に決めたといいますが、こういう形でやっ
てはどうかということで、例えば、「妥当」というのは、県の評価の観点、根拠、
分析、論理性等が妥当である。いわゆる、この「妥当」については、評価原案、こ
れを修正する必要がないというふうなものを「妥当」としよう。

それから、「おおむね妥当」というのは、一部に課題があるが、全体としていい
のではないかといいふうなことで「おおむね妥当」。この場合には、参考意見を付
したものといいますが、付してくださいというふうなことでございます。

それから、「要検討」というのは、全部ではないけれども、一部に課題がある。
これについては、次の評価の実施をするまでに検討する必要があるものということ
で「要検討」。

それから、「要修正」というのは、全体として妥当性を欠いて、評価原案、いわ
ゆる評価調書を直さなければならない、方向が違っているというふうなことにつ
いて「要修正」の判定ということでやっていただくことをお願いしてあるといいま
すが、やっていただいております。

これについて、この一つの基準はあるんだけども、分科会ごとに、いわゆる他
の分科会の状況がわからないというか、そういうことで判定レベルに差が生じるの
ではないかというご指摘でございました。

関田部会長 ありがとうございました。

恐らくこの「おおむね妥当」と「要検討」の境が難しいのではないかと思うん
ですよね。問題が、課題があっても、「それで問題がない」と判断するのか、「いや、
課題があるので、検討する必要がある」か、その辺が非常に難しい判断ではないの
かなと。

それで、幾つかの施策の評価が「要検討」が多いのに、全体では「おおむね妥当」
になってみたりとかいろんなことが起こっているのではないかと思うんですけれど
も、これについてご意見を承りたいと思うんですけれど、いかがでしょうか。

濃沼委員 これに関して、QOLの国際会議というのがきのうまでありまして、クオリティ・オブ・ライフですが、このメソドロジーというのが随分議論されまして、今やられているのは、5段階とか4段階とか10段階とか、あるいは1から100までというのが多いのです。言葉があると言葉に引かれてしまうというのはいろいろな人が言っていますが、要するに、「妥当」「おおむね妥当」「要検討」「要修正」というものに最初から価値観があるのです。だから、それよりもむしろ1、2、3、4とか1から100までとかA、B、C、Dとか。そして、これは同じ言葉で政策も評価するし、事業も評価しているのですが、その言葉が「妥当」というよりは「適切」という言葉だったり「必要度が高い」よりも「優先度が高い」とか、そちらの方が適当な場合もあるんですよね。それを「妥当」という言葉にくくり込んでしまうことが、一つのリスクだと思います。むしろ一度、数値がA、B、C、Dでとっておいて、その結果を見るときにいろいろな言葉で置きかえた方がいいのかなというのが一つです。

それから、4段階の場合には、やはりどうしても真ん中二つに落ちてしまうので、できれば10段階か、ビジュアルアナログスケールみたいなもので1から100までつけて、そして、それをある階級ごとに分けて、こちらで組み込んだ方が、最初の評価としては、そういうプロセスを踏んだ方がいいのではないかとということです。今の「おおむね妥当」と「要検討」の違いがわからないというのも、ワンステップ置けば、少しそこが見えてくるのではないかと思います。

関田部会長 順序尺度そのもののスケールがあいまい性を持っていて、その順序の中の判断が個人によってかなり違う、持っている価値観とか知識量によって違うので、そこに感覚尺度的なものを一たん置いて、ある種の調整的な機能を持たせたらいいかと、そういう議論がQOLの方法論の中でも議論されているんですけども、その順序尺度自体1本でやると、やっぱりそういうことが起こる可能性がありますね。だから、満足度調査もそれで、両方のスケール併用させているんですけど、このような何か方法論も少しつくったらどうかということですが、いかがでしょうか。

やっぱり分科会によってその辺の判断がちょっと違うと、どちらかにずれるわけですね。

それともう一つ、段階をもう少し多くした方がいいというようなお話だったんですけども、それは、一種のオーディナルスケールを感覚尺度的に持っていくということにちょっと近いのかなと思ったんですが、その辺の区別ができるような方法論か、あるいはそういうような数値化に近いことをすることによって判断はしやすいんですけども、問題は、今度はどうやってその数値化に持っていかるところが難しい面もあって、その辺で何かQOLの方法論でもし参考になるようなものがあれば……

濃沼委員 例えばですね、A、B、Cというふうにつくりました。AのプラスとかAのマイナスという表現が出てきます。そうすると、例えば、Aにはしたけれども、どちらかということマイナスになると、実際にはその4段階というのが8段階とか10段階に近いものになる。プラスとマイナスがつくようなものが欲しい。

関田部会長 実は、福祉分科会では、濃沼委員がコーディネーターでそういう方法論を適用しておりまして、その辺で判断に迷うところは、プラスなのかマイナスなのかという議論も実はやっていたんですね。だから、そういう方法論も一つの考え方ではないかと思うんですが、ほかにご意見ございましょうか。

はい、どうぞ。

宗前委員 最初の濃沼委員のご指摘にあった点に大変共感するところが多いんですが、実は、その「要検討」と「要修正」の間がかなりつけにくいところがありまして、にもかかわらず、この4段階のスケールの上から三つについては、事実上評価原案をいじらないという結果が出て、評価原案について、例えば、「『妥当』としているけれども、これ妥当じゃないだろう」というつもりで「要検討」を言うと、実際問題としては、その11ページから14ページを見ていますと、結果的に評価原案が覆ったケースは1個もないわけですね。産業分科会とか福祉分科会の概略の報告を前回の部会で聞いていますと、実は相当厳しい意見があったはずなのに、変わらないと。変わらないのは、「妥当」から「要検討」までは、評価原案についてはオーケーだけれども、来年度は少し見てくださいねというレベルに落ちてしまうというところがあると思うんですよ。それで、どうしてもそれをちょっと変えてほしいと、例えば、ワンノッチ下げしてほしいということになると、「要修正」をつけなくてはいけないんだけど、「要修正」はすごく勇気が要るんですね。その点でいうと、どういう方法でやるかは別にしても、もう少し評価、つまり県側が出してきた評価については、差し戻して、もう少し考えて、具体的に言うと、少し下げてくれというような仕組みになっているといいなと思います。

そうしないと、これを見ていて、全然、個別には多分届いているのではないかと思うんですが、結果として、県の評価原案と評価結果の間には変化がないというふうに見えてしまうという、やっぱり評価システム自体の信頼性にもかかわるような気がしないではないんですね。

関田部会長 ありがとうございます。

そういうご指摘もあるわけですが、余り「要検討」とか「要修正」がなければ、今までと同じ方法でいいかということになるんですけど、実際は指標とかさまざまな問題があって、本当はそうではないんじゃないかということがあるんですね。

ただ、評価体制自体がまだ十分整備されていない段階で、そういった不十分な評価的な体系を使ってどこまで踏み込んで「修正」というところまで言えるかというところで、多分委員の方々が少しちゅうちょしているんじゃないかと思うんですよ。

だから、これは、指標のあり方とか満足度調査とか、そういう関連も含めて議論しないと、多分なかなか出てこないことであると思うんですけども……。

どうもありがとうございました。

ほかにどなたかご意見ございますでしょうか。（「よろしいですか」の声あり）
はい。

長谷川委員 前回は問題になったと思うんですけども、この評価の統一性をどう保つかとい

うのが重要になると思いますね。

どうも私たちもやってみて、各分科会ごとにそれぞれの考え方がありますから、かなり違ってきます。一回出してしまいますと、正直言って、この4段階しかありませんので、後で変えようと思っても非常に難しいし、微妙なところがあるわけ。先ほど濃沼委員がおっしゃっているように、やるときにはかなり幅広くやっておいて、ある程度そこでどういうところが問題かというのをもう少し詰めていかないと問題かと。

環境分科会では指標そのものではなく、指標で示された値を重視しました。ところが、後でほかの方の分科会を見ますと、かなりその指標が問題であって、指標がだめだったら、もう場合によっては「要検討」とかとなっていますよね。そうしますと、ある程度統一性をとっていかないとあとで問題が発生するのではないのでしょうか。ですから、この部会での評価と県の行政との間でかなりギャップがあり過ぎると思った。ということは、前の事務局からの説明の中で、県の説明がだめだというのが半々分位あった。4、4ですよ。一方、県の方からすると、我々の評価がだめだというわけですね。ということは、部会の意見は具体性がなくて抽象的で、行政としてはそれを受け入れられないんだということだと思った。2回しかやっていませんので、まず今のところは、我々の方の見方も、十分に県の行政について知っていませんので、ある程度誤解があるかもしれない。そこをもう少し調整する場を持っていないと、ただ我々が県の、表現とか言い方がだめだから「要検討」とかそういうことだけでは、何かこれから進まないで、お互いに、反発し合うような格好になる気がします。すると、せっかくつくった行政評価のものが生きないような気がするものですから、場合によってはもう少し、濃沼委員がおっしゃるように少し評価を幅広く出しておいて、その後検討する場を持った方がいいのかなという感じがします。

以上です。

関田部会長 ありがとうございます。

それは、分科会ごとに一応暫定的なものを評価を行って、その調整的な議論を部会かなんかで行うということでしょうか。（「はい」の声あり）

実は、福祉分科会はそのようなやり方を実際はこの前やったような形なんですけれど、そういうふうなやり方がもし可能であれば、決めて出すのではなくて、暫定的な評価として出して、その分科会ごとの調整を部会かなんかで、問題があれば、すり合わせをするということも可能ですし、場合によっては、その部局との間でその辺についても一回調整するというのも、もし、時間がとれればあり得ると思うんですが、要は、評価がある程度暫定的に行われた後での最終的な評価に至るまでのプロセスをどうするかということではないかと思うんですね。その辺についてもう少しご意見を承りたいと思うんですけれど、いかがでしょうか。（「よろしいですか」の声あり）はい。

長谷川委員 今の補足的なんですけれど、実は、前回でも部会長が「全体的な調整をとりましょう」とおっしゃってました。

ところが今回、指標そのものをどう評価するかは全然議論されないで、「去年は

しなかったけれども今年しましょう」ということで突然出てきたように感じられました。くるわけですよ。そうすると、では、本当に指標がいいかといったら、今でも問題になる。余りよくないのは決まっているわけですよ。それだけで行政評価をするのは問題だし、そういうことも含めてこの部会で決めない限りは、いつまでたっても問題が積み残しになりますよね。そうすると、行政でも困るし、我々も評価する基準が一定していないようで、その判定は非常に難しいということが言いたかったんです。そんなことでよろしくをお願いします。

関田部会長　　そういうことで、評価の体系というのがまだ完成していない段階で、「要検討」とか「要修正」ということについての判断の幅が出てきているのではないかと思うんで、この辺の方法論をしっかりとつくっていくと同時に、やっぱり改善できる部分については、そのような改善を行っていくと。両輪というか、両方の方法論を併用しながらやっていかないと難しいのではないかという気がするんですが。

それから、県の構想自体の枠組みもございますし、そういったものを急速に変えるわけにはいかないと。それとの整合性もどうするかという問題もありますので、これらを同時に推進するというのはなかなか難しい問題点もはらんでいるんですが、やらざるを得ませんので、同時並行でこれらの問題を検討していくということはどうでしょうか。

はい。

濃沼委員　　ご提案なのですが、先ほど、小グループを幾つかつくるというのがありました。それで、まず、指標についてはつくることになっていました。それから、満足度をつくることになっていました。これは、指標と満足度というのはかなり異質な話なので、これは別のグループでいいと思います。しかし、指標とこの判定基準というのはかなり近いものなので、これを一まとめにして指標と判定についての小グループと、満足度のグループと二つ作り、その中でこの判定も、4段階でいいのか、あるいはこういう表現でいいのか、指標と絡めて議論してはいかがでしょうか。

それも、この部会に対する提案であり、そのたたき台を小グループでつくって、ここでそれを了承するかどうかというプロセスを踏んだらどうでしょうか。

関田部会長　　ありがとうございます。

どうぞ、はい、では、水原委員、どうぞ。

水原委員　　私は、何かまだ全体がきちんと動かない中で余りピチっとにすると、ろくなことないなという感じがしているものですから、なるべくアバウトで、参考意見程度の我々の評価が見られるのが当分望ましいといいますが、3年ないし4年から5年ぐらいはその方法をしながらいく方が望ましいと思っています。同時に、我々の基準に関しては、私、今回長谷川先生とご一緒に参考になったんですが、要するに、他の部会と交流する仕方、「ああ、そちらではそんなふうな議論をして、これについてこういう評価をするのか」とわかりますと、だんだんこちらもどうしようかというふうに整合性をとるんですが、ただ代表者が集まって、その基準をどうするかと言っても、具体的な政策に則して一緒の場を持つことを通して、「ああ、そう

「というものが」というふうになりませんと、我々があちこちのグループに入り込むという仕方で我々自身が蓄積を持たない限りは、何を議論しても観念論なのではないかと思うので、そういう意味では、本当に参考にされる意見をつくるという意味では、少しアバウトにしながら落ちつきのを待った方が私はいいのではないかなと思っていますけれども、ここ2年だけですぐに性急にどうのこうのというのはどんなものかと思っています。

関田部会長 水原委員のご意見は、非常に問題が複雑に絡み合っているので、性急に物事を調整しようとしてもなかなか難しいから、やれる範囲でアバウトでやっていったらどうですかということだと思んですが、多分そういうことから徐々に精緻化していくのではないかと思うんですね。そのために小グループがいろいろたたき台を出していただいたり、あるいは委員のご指摘の、どこかの別の分科会に行ってみて議論に参加していただくというやり方もあるかもしれませんし、小グループでの意見の交換の中で、それぞれの分科会のやっておられるやり方について紹介していただいて、例えば、具体的な一つの例を取り出していただいて、それをモデルに紹介しながら、ほかの分科会はどういう対応しているかとか、あるいはどういう考え方がいいのかと、そういう議論もできるかもしれないですね。だから、それは、精緻化はしなければいけない。そうしなければ、きちんとした評価が非常に難しいので、それは、一つの方向性としてはやらなければいけないんですけれども、それを十分な対応をするということも十分配慮しながらやっていくと、そういうことでよろしいでしょうか。

水原委員 ですから、実際の仕事をしながらやっていくのがいいと思うので、そのために集まってどうのこうのするよりも、また次の評価の機会のあるときに、今度はお互いに3部会に入ることにして、自分の部会のほかに二つに入ることにして、皆さんの評価の基準がだんだんと共有化されていくというその過程を持つ方が私は望ましいと思うんです。それを、今年やったことを踏まえてどうのこうのと言っても、どうですかね、やっぱり実際にどう評価するかという実際の仕事をしながらの方が私はいいと思いますが、そういう意味では、来年そういうシステムにして、その上でどうするかと検討する方が具体的な案が出るのではないかと私思いますけれども。

関田部会長 それは、小グループでそういう検討をしなくていいということですか。

水原委員 ええ。ですから、実際の仕事をした上で、それでどうするかという議論をした方が私はいいのではないかと思います。

関田部会長 もうしていますよね、評価をこの部会で。

水原委員 ですから、その3グループか4グループに共有するというグループ分けを次の年度にはするというふうな仕方をして、その成果を踏まえて、どうするかというふうにする方がいいのではないかと。

関田部会長 そうすると、今年度やるのではなくて、来年度やったらいいということですか。

水原委員 ええ。来年度にはそういうふうの評価を共有化する仕組みをつくって、その上でどうするかというふうにする方がいいのではないかと。そうでないと、今年やったことをもう一回みんなで出し合って、そして、議論しなくてはならないんですけども、何かあったるいなという感じがしまして、どうせやるなら、仕事しながらやりたいなと思ったんですけども。

関田部会長 いや、ただ、実際に作業をする場合に、方法論を同時に持ち込むと、ちょっとこれは時間的に大変ではないかと思うんですね。

というのは、方法論が適切であるかどうかということを経験しながら、その適正であるかどうかがよくわからないものを使って評価するわけですから。だから、そのときには割り切って「これでやる」というふうにしてやらないと、評価できないと思うんですよ。だから、やっぱりことしやった評価のあり方について十分議論した上で、「じゃあ、来年はこれでいこう」とやってみて、それでまたやってみて、うまくいかなかったら「次行こう」というふうにしてやらないと、同時に二つ動かすと、評価はできないのではないかと思うんですけども、いかがですかね。

水原委員 ですから、どのくらいのサイクルでこのシステムを更新するかによるんですけども、まだ県全体として、この県庁のシステムとしても、何かまだようやく今年、指標らしい指標が半分ぐらい出てきたかなと私は評価していますが、半分はまだ指標らしい指標になっていないというふうな段階で、その書類の作り方、評価の仕方もまだ落ち着いていないというところで、こちらで「妥当」とは何かというようなことを一生懸命決めても、そう簡単に機能しないだろうと私は思うんですね。ですから、また来年に向けてそういうふうにしていった方が、恐らく県庁の内部も、それから、我々の方もうまく回るのではないかと考えているんですが、それを1年間縮めるためにはやればやれますけれども、その分だけ大変な負担を背負ってそこまでした場合にどれほど効果があるかなと思います。次の仕事の時でどうかと私は思ったんですが。

関田部会長 いかがでしょうか。水原委員の意見。

濃沼委員 私は、決めるべきことはきちんと決めておいて、ただ、メートル法でいくのか尺貫法でいくのか。それで、中身についての、あるいは分科会ごとの個別性などは、要するに物差しを何にするかを決めさえすれば、後は、今のようなお互いのインターアクションをうまくとっていくような形が可能だと思います。とにかく4段階でやるのか、5段階でやるのか、10段階でやるのか、100段階でやるのかもわからない。それを、個別に分科会でやり出したら、もう收拾がつかなくなると思います。ですから、この小グループがやることはそんなに大変なことではなくて、この基本的な骨組み、物差しの骨組みをきちんとつくって、つくった後に、個別性については幾らでもやれます。小グループも余り大きなことを決めるのではなく、個別の中身を決める内容的な話ではなくて、骨組みだと思います。

関田部会長 どうぞ。

志伯行政 すみません。小グループのことについてこちらからの提案とさせていただいたのは、満足度調査について小グループというふうなお話でして、実は、私たち、予算の関係もございまして、最初に3人か4人というふうなお話をしましたけれども、実は、いわゆる限られた予算の中でやろうとすると、今年度で、例えば、小グループ1グループでもって1回、もしくはぎりぎりあれして2回までできるかということで、こちらの考え方としては、満足度調査の関係の小委員会の中で、何ていうか、こちらの方もやっていただくといえますか、別々の小グループまではちょっと、先生方の、何ていうか、集まっていたりとかも考えるし、また、予算とかの関係で1グループと考えていたんですが、いかがでしょうか。

関田部会長 テーマは大きく二つあるんですけども、ただ、満足度と指標の問題は全然別個の話でなくて、満足度というのは政策・施策の全体像としてしか出てきませんので、それが、官がやっているか民がやっているかの区別をつけなくてはいけないですね。しかし、それはなかなか難しい面があると。それをコントロールするのは、指標のレベルとか事業のレベル、施策のレベルなんですよ。そうすると、満足度のデータベースと、その指標とか具体的な施策などをどうリンクさせるかという問題が出たときには、一緒に議論しなければいけなくなってしまいます。

だから、時間的な問題と、問題のテーマの設定によって、例えば、「きょうは両方関係するから、両方の関係者の方、お集まりお願いします」とか、あるいは「きょう、こっちのテーマやりますから」というやり方でもいいし、もう最初から、「検討課題に当たるものについてはすべて小委員会とか小グループで検討します」でもいいし、それから、県の予算とかと言っているととてもできませんので、ある種ボランティアでお願いしないとまずできないと思うんですね。だから、そういうことをちょっとボランティアで参加いただいたり、それは毎回出るということでなくて、出られる範囲でも結構ですので、全員の調整がまたなかなか大変ですから、それで出ていただける範囲で出ていただいて、議論していただく。その範囲の中のたたき台を出すということしかできないのではないかなと思うんですけどもね。

だから、小グループは一つにしておいて、テーマごとに分けて議論して、両方議論しなければいけないときは両方やりますというふうなことでもよろしいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

林委員 私は、ちょっとその件と離れるかもしれない。今水原先生がおっしゃったことに非常に共通するところがあるからなんですけれども、ただ、大きな原則として、8ページのこの「審議方法」の1、2、3、4のこのピースだけだとなかなか読みづらいと。そうすると、例えば、ある政策・施策について、例えば、指標というものを挙げたときに、これは妥当なのかどうかという判定がありますとか、それから、政策については、これは変えられない。今総合計画が決まっていると。ただ、その内容の記述について、やはりこれは非常に今の世の中の状況から見てチェックされ

て、これは比較的妥当なのかどうかとか、それから、その施策が著しくあるものが欠けているのではないかというようなものが、何かそういった対象、つまりは8ページのこの中の評価対象の明確化とともに、少しマトリックスでその評価するポイントだけを大きな決め事で、それをそれぞれの政策・施策の中に、例えば、指標関係であればどうなのか、それから、施策体系が著しく偏っていないか、また、欠けているものがないか、そういうものが見えるような形、そういうものを幾つかのポイントを挙げて少し事務局の方で整理して、そこを幾つか分けて評価しておくという、この間のように、指標が悪いから全部「要検討」なのか。社会資本が、指標は「いろいろ見直しなさい」と書いてあるんだけど、全体は「おおむね妥当」とか、そういういろんな話がありますね。あとは、それを、皆さんで集まったときに、最後にそのウエートの見方をして、統一的に、「こういうものがあった場合には、これは『要検討』にしようじゃないか」とかという議論をされればいいのかという感じはしているんですね。

だから、今のこの8ページのこれをもう少し対象ごとに分けて、今現実に各部会でぶち当たっている評価結果を眺めたときに、どういう課題を抱えながら、それがコメントされているかという中で、大きな原則をもうちょっと書き込めないかと思うんですけれどもね。そんなに、濃沼先生がおっしゃった余り細かくやってしまうと、我々にしてもまた、どういうふうにそれを持っていくのかちょっとよくわからないところがありますので、大きな原則でもう少しこれを、8ページのものをもう少し書き込めないかなと思うんですけれども、どうですか。

関田部会長 そのような議論を小グループでぜひやっていただきたいと思うんですけれども、そういう場合になった場合にも、小さく分割した評価を総合的に評価する場合、またどうするかという問題が発生します。そこでの分科会ごとのある種の共通性というか、お互いの理解をしておかないと、あるところではこうやって、あるところではこうやる、分野によって違いますから、それでいいかもしれませんが、しかし、お互いの分科会がそれを出し合って、了承しておくということは必要だと思えますね。

林 委員 そのとおりだと思います。ですから、それをつくっておいて、それで最後に、最後にと言いますか、それぞれ部会で評価してきたそれぞれ段階ごとの評価があるわけですから、それを見ながら、皆さん共通的に、「今年度はこれを重視して、こういう場合にはこうしよう」とか、そういうものをやっていけばいいだろうと思うんですけれどもね。

ちょっと8ページのは荒過ぎるし、対象が不明確だという、そこに起因するのかなと思いますけれど。

関田部会長 どうぞ。

長谷川委員 すみません。この評価のことなんですけれども、私は、どうも私たちが外部から見たときに、今まで一つの評価しかないわけですね、指標ですね。指標がどうも不適切だと。私の方でも当然なんですけれども、多分それはそれとして新しく評価しました。ところが、行政の方であれば、私環境分科会ですけれども、多分行政は行政

として個別にこれはいいかどうかについて判定していると思います。そういうものがどっちかというと、今の行政との話し合いで見えてこないんですね。我々は指標だけで判定しています。

ところが、新しく指標をつくってしまいますと、行政はまた大変な労力を費やさないといけない。新しい指標が行政に反映されるかというと、私は非常に疑問だと思う。ですから、もし、そういう指標的なものを変えるというか、もっと別な指標を考えるんだったら、今行政でやっているようなもっとわかりやすいものがあつたとすれば、それを出していただいて、それを我々の方で検討するというのも一つの方法かなと思います。私たちが決めるのではなくて、行政でやっていることが我々にわかるような、両方お互いに理解できるような指標の中のサブ的なものを少しやった方がお互いに利用価値があるのかなという感じがしますが、どうなんでしょうか。

関田部会長 ありがとうございます。

これは、大滝委員の言われたことにもつながるんですけど、余り複雑化して労力のかかることをやってしまうと、本来の政策評価にならないということではないかと思うんですけど。

どうぞ、はい。

大滝委員 さっき林さんがおっしゃったことと僕も近いんですけど、この四つの中の非常にわかりにくい、わかりにくいと言うか、何か混乱してしまうのは、下の二つではないかと思うんです。その「要検討」と「要修正」というやつです。

この定義でいくと、「要修正」が出てこないのは何か当然、当然と言うとちょっと言い過ぎかもしれないけれど、一見すると、確かに「要修正」と出すのは勇気が要りそうなようにも思えるんですけども、書いてあることを見ると、「その評価原案が妥当性を欠いて、直ちに修正する必要がある」というので、例えば、わかりやすい例だと、県の側がすごく大甘な評価を自分にしていて、それに対して、「あなたの評価は甘過ぎますよ」と、「だから、今直してちょうだい」と、こういうのが何か「要修正」みたいになるんですけども、でも、私たちの考えていたのは、もっと来年度くらいに向けているんなことを考えてほしいですよというようなものが多くなってきて、やっぱり「要検討」というところに行くという点から見ると、どっちが根本的に根が深いかと言ったら、逆に「要修正」ではなくて、「要検討」の方が根が深いというようなところがあるんですね。だから、そういうふうに見てみると、この「要検討」というのと「要修正」、何を検討するのかとか何を修正する必要があるかということをもうちょっときちんと議論できるようなことがあれば、確かにその四つを全部きれいに区切るのは難しいかもしれないけれど、少なくともこの二つのあいまいさというのはもう少し解消できるのではないかなという気はします。

今のままだと、多くの人たちがやっぱり「要検討」に向かっていってしまうというのは、何か当然というか、という気がするんです。

関田部会長 ありがとうございます。

このような意見がかなり深く議論されるということが多いと思いますので、それで、一応これらの問題を小グループ、小委員会で議論するというようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

関田部会長 それでは、できるだけたくさんの委員の方が参加できるような何らかの日程調整とかをまたさせていただいて、対応させていただきます。これはボランティアというようなことでありますので、お忙しくてだめというのだったらやむを得ないですけど、ぜひご参加いただきたいと思います。

それでは、分科会の審議の進め方についてでございます。

対応方針記載のとおりの、分科会で審議が行われやすいように分科会ごとである程度決めていくということについて、これは、細かい点についてはそうせざるを得ないというようなこの前の議論もあったと思うんですけど、こういうことでよろしいでしょうか。基本的な枠組みは部会で決めて、あとは、細かい指標等については各分科会で具体的に部局との話の中で決めていただくと、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

関田部会長 はい、ありがとうございます。

というようなことで、皆様から大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、今回の審議結果を踏まえまして、指標の体系のあり方、あるいは県民満足度調査の方法論あるいは活用の方法、そして、判定基準等について、検討課題を要する問題を小委員会を設けて継続的に検討し、そのたたき台を部会に出して審議していただくという方式で行いたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

関田部会長 ありがとうございます。

それでは、「その他」に移ります。

事務局から何かございますでしょうか。

志伯行政 事務局からちょっと1点だけご報告させていただきたいことがございます。

評価室長 前回の部会でもって、宮城県の緊急経済産業再生プランの総合評価はどうなのかというご質問とありますが、ご提案がございました。

結論から申し上げますと、この戦略プランの総合的な評価とか進行管理というのは、宮城県緊急経済産業戦略会議、これは、前回の部会のときに概要でもってお話しいたしましたが、戦略会議というのは、外部の産・学・官の方々から成る16名の委員で構成されている外部の先生方の会議でございますが、ここで評価するというふうになりました。そんなことから、この政策評価・施策評価の中ではプランの総合的な評価というのはしないというふうなことで、それぞれ政策・施策・事業の体系の中で、これまでのやり方の中に戦略プランといいますか、戦略の事業が入ってくれば、それについて評価をしていただくというふうなことにさせていただきたいということでございます。

事務局からは以上です。

関田部会長 ありがとうございました。

緊急経済産業再生プランそのものの評価はこの部会では行わない。結果として、来年度以降出されるものについては、その分野ごとに評価していくと。これは、通常の政策評価として行っていくということでございますね。

ということで、何かこれについてご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「なし」の声あり）どうもありがとうございました。

それでは、何かほかに委員の方からございませんでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ、はい。

安藤委員 ちょっと戻って恐縮なんですけれど、10ページの、要するに「要検討」までが「おおむね妥当」になってしまうという、その修正なしということになるということをお決めになった経緯というのを少しだけ補足説明していただければと思うんですけれど。つまり、普通にぱっと考えると、その「妥当」と「おおむね妥当」は修正は要らないで、「要検討」と「要修正」はある程度は修正が必要ではないかという感じがいたすんですけれども、このところでフィルターがかかっているの、したがって、例えば、県の職員の方からも「評価の評価が必要」とかそういう話が出てきたけれども、我々の方からも多分「評価の評価」が必要ではないかと思うんですけれど、ちょっとその経緯について少しご説明いただければと。

志伯行政評価室長 済みません。ちょっとわからないんですが、経緯についてはちょっとご説明できないんですが、実は、昨年度に、いわゆる4段階評価について、県の方から、2段階評価ということではいかがかというふうなご提案をさせていただいたことがございます。それはどういうことかと申しますと、「妥当」か、それとも「要修正」かどちらかというふうなことでございました。その部会のときには、それについてご質問とかがなくて、そういう形に何となくなってしまった感じだったのですが、実際、分科会で評価していく中で、「やはり2段階方式はできない」ということで、この4段階方式に、何ていいますか、戻った経緯がございます。

関田部会長 この4段階は、一番最初の評価ではこの4段階を採用して、それでやってみないとわからないということでやったんですね。それで、やっぱりわかりにくいというのがあったので、県の方から、2段階評価で、修正すべきか、修正しなくていいか、どちらかはっきりした方がいいというような提案があって、それだと、どの程度やっていいかというような、そういう量的なものが何も出てこないの、やっぱり多段階評価がいいのではないかという話になって、それで、「この4段階の決め方についてご意見がありますか」という議論を1回やったんですね。ただ、どういうレベルになるとどういう評価なのかという細かいレベルの議論までなかなか行かなくて、結局前と同じというような感じで適用されたんですね。だから、この辺については、まだ議論をした方がいいと思います。

なお、小グループによる検討の件については、場所とか時間調整、あるいは場合によっては補正予算が可能であればそういうことも検討していただいて、ぜひ対応していただきたいと思います。

どうも、きょうはありがとうございました。

司 会 以上をもちまして、平成15年度第3回宮城県行政評価委員会政策評価部会を終了いたします。
長時間まことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名委員 安 藤 朝 夫 印

議事録署名委員 福 島 美 智 子 印